

一般事業主行動計画

滋賀県信用保証協会

男女ともに働きやすい環境を整備することで、仕事と家庭生活・育児との調和を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年9月1日～令和10年8月31日までの5年間

2. 課題

- ・管理職について、恒常的に残業時間が多い。
- ・女性職員の育児休業取得の実績はあるが、男性職員の育児休業取得の実績がない。
- ・職員によって有給休暇取得状況にばらつきがあり平均50%程度に留まっている。

3. 目標と取組内容、実施時期

(1)女性活躍推進法に基づく目標

【目標1】所定外労働時間の年間平均を月「9.2時間」以内にする。

<取組内容>

- ・特に管理職における残業時間を月次で把握する。
- ・業務の電子化を推進し、効率化を図ることにより残業時間の削減に取り組む。

<取組時期>

- ・令和5年9月～

(2)次世代育成対策推進法に基づく目標

【目標1】育児休業または協会独自の育児目的休暇（特別休暇）の取得率を100%にする。

<取組内容>

- ・育児目的休暇および育児休業取得対象者に対して、説明・相談の機会を設ける。
- ・部内、係内などで業務量の調整を行う。
- ・育児休業からの職場復帰支援を実施する。

<取組時期>

- ・令和5年9月～

【目標2】有給休暇取得率を56.6%以上にする。

<取組内容>

- ・有給休暇取得状況を把握し、取得率を協会内イントラネット掲示板に公表する。
- ・連続休暇取得制度の活用により、有給休暇取得を推進する。
- ・有給休暇取得について朝礼、終礼等での定期的な職場内周知、管理職への呼びかけを行う。

<取組時期>

- ・令和5年9月～